【令和９年度版】

つくば市学校施設開放事業の手引き

～体育館・武道場・運動場～

新規団体登録編

令和８年 11 月作成
つくば市教育局教育施設課

目　次

１　利用資格
（1）利用団体の条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（2）注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２　開放施設等
（1）開放施設等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（2）注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３　団体登録
（1）既存団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（2）新規団体登録方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

４　利用希望調査
（1）実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（2）手続方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

５　参考情報
（1）市ホームページ掲載場所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（2）根拠条例等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（3）問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

1　利用資格

(1) 利用団体の条件

次のいずれにも該当する団体であること。

- □　構成員の 10 人以上が市民であること。
- □　構成員の過半数が市民であること。
- □　構成員のうち 18 歳以上の者を「使用責任者」として置くこと。

※市民：つくば市に在住、在勤又は在学する者

(2) 注意事項

- ◆　年間を通して確実に利用できる団体のみとなります。
- ◆　団体の構成員は、１人１団体までしか登録できません。
- ◆　許可を受けた団体の構成員のみ、施設を利用することができます。
- ◆　団体に関する情報は、利用する学校に共有されます。
- ◆　施設利用開始後の事務連絡等は、「使用責任者」宛てになります。

2　開放施設等

(1) 開放施設等

令和９年度開放施設については、後日改めて市ホームページに掲載します。開放施設や開放時間、利用可能な種目・設備環境については、学校毎に異なるため、希望調査申し込みの際に必ず確認してください。

(2) 注意事項

- ◆　学校開放は、学校との信頼関係のもと成り立っているため、市や学校からの指示に従い、適切に利用していただくことにご理解とご協力をお願いします。
- ◆　開放施設は、児童・生徒が通う学校教育の場であり、学校教育に支障のない範囲で開放しているほか、学校行事や修繕・改修工事等が最優先となります。
- ◆　１団体の利用できる施設は、１曜日１施設までとなります。
- ◆　利用停止日は、市ホームページに掲載しており、随時更新しています。
- ◆　年度途中であっても、学校行事や工事等の状況により、突発的に利用停止日

の追加や開放終了となる場合があります。

- ◆ 利用停止や開放終了に伴う代替措置等の対応は行いません。
- ◆ 学校から使用許可を得られたものを除き、活動に必要な備品等は各団体で用意してください。
- ◆ 学校施設や備品等を損傷させた場合は、市（教育施設課）及び学校に速やかに報告するとともに、団体の責任でその損害を賠償していただきます。なお、損害をてん補する保険に加入していることを証する書類の提示を求める場合があります。

3　団体登録

(1) 既存団体

【令和８年度に施設利用の許可を受けている既存団体】

- ◆ 既に団体情報の登録が完了しているため、事前の書類提出はありません。
 令和８年 12 月１日（火）に手引き（利用希望調査編）及び開放施設一覧を公開しますので、必ずご確認いただいた上で希望調査の申し込みをお願いします。

(2) 新規団体登録方法

【令和８年度に施設利用の許可を受けていない新規団体】

- ◆ 団体情報が利用資格に該当しているかを確認させていただくため、必要事項を記入の上、以下の書類を提出期限内に提出してください。

【提出書類】様式は市ホームページからダウンロードしてください。

１「つくば市学校施設使用許可申請書」

必要事項：「申請者」「使用する団体」「使用の責任者」の欄を記入

２「つくば市学校施設使用団体名簿」

必要事項：団体の構成員全員の「氏名」「住所」などを記入

【提出方法】

教育施設課宛てにメールまたは窓口へ持参

メール：edc040@city.tsukuba.lg.jp

【提出期限】

令和８年 11 月 30 日（月）16 時 30 分まで

◆ 提出期限を過ぎた場合、令和９年度の利用希望調査を申し込みいただくことはできませんのでご注意ください

４　利用希望調査

（1）実施期間

令和８年 12 月７日（月）８時 45 分から

令和９年１月７日（木）16 時 30 分まで

（2）手続方法

令和８年 12 月１日（火）に公開する手引き（利用希望調査編）及び開放施設一覧をご確認ください。

５　参考情報

（1）市ホームページ掲載場所

ホーム＞観光・文化・スポーツ＞スポーツ＞「令和９年度学校体育施設の開放」

または、以下の QR コードからアクセスしてください。

（2）根拠条例等

学校施設開放事業は、つくば市学校開放条例及びつくば市学校開放条例施行規則に基づき実施しています。

（3）問合せ先

担当：つくば市　教育局　教育施設課　計画係

電話：029-883-1111（代）

メール：edc040@city.tsukuba.lg.jp

対応時間：市役所の開庁時間（平日８時 45 分～16 時 30 分）

※土日祝日は対応できません。